

財団法人亀岡市清掃公社寄付行為

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人亀岡市清掃公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、亀岡市における清掃事業等を合理的かつ能率的に行うとともに、その公共性を確保し、もって市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) し尿の収集運搬業務
- (2) し尿浄化槽の維持管理
- (3) し尿処理施設の管理運営業務
- (4) ごみの収集運搬業務
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ京都府知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2. 基本財産のうち、現金は郵便官署又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 公社の収支予算は、毎年度当該年度開始前に理事会の議決によって定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

2. 公社は、毎年、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録）を作成し、事業報告書とともに年度終了後2箇月以内に亀岡市長に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第11条 年度末に生じた剰余金は、理事会の議決を経て、損失補てんのための準備金として積み立て、又は翌年度の収入若しくは基本財産に繰り入れる。

(会計年度)

第12条 公社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、委員及び職員

(役員)

第13条 公社に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事10人以内

(2) 監事2人

2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、2人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、亀岡市長が任命する。

2. 理事は、互選により理事長を選任する。

3. 理事長は、理事の3分の2以上の同意を得て、副理事長1人及び常務理事2人以内を選任する。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合であっても後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(役員職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、公社の業務を決定する。

2. 理事長は、公社を代表し、公社の業務を統轄する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。

4. 常務理事は、理事長の命を受け常務を処理する。

5. 監事は、民法第59条各号に規定する職務を行う。

(役員解任)

第17条 理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他役員としてふさわしくないと認められるとき。

(運営審議会の委員)

第18条 理事長は、理事の3分の2以上の同意を得て、運営審議会の委員(以下「委員」という。)を委嘱することができる。

2. 委員の任期については、第15条の規定を準用する。

(職員)

第19条 公社の事務を処理するため事務局を置き、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(構成)

第20条 理事会は理事をもって、運営審議会は委員をもって構成する。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事の半数以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面によって請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、別に定める場合をのぞき出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議決権を他の理事に委任することができる。この場合においては、当該理事は出席したものとみなす。

3. 緊急又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の決議にかえることができる。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第26条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 資産の管理に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 事業報告に関すること。
- (5) 資金の借入方法及び借入限度並びに借入金の償還方法に関すること。
- (6) 規程の制定改廃に関すること。
- (7) その他理事長が必要と認める事項に関すること。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2. 議事録は、出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(運営審議会の運営等)

第28条 運営審議会は、公社の運営に係る基本的事項について理事長の諮問に応ずる。

2. 運営審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事会で理事の4分の3以上の同意を得、かつ京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第30条 この公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する場合のほか理事会で理事の4分の3以上の同意を得、かつ京都府知事の許可を得なければ解散することができない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散のときに存する残余財産は、亀岡市に帰属するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄付行為は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
2. 公社の設立当初の役員は、第14条第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところにとるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず昭和52年3月31日までとする。
3. 公社設立当初の事業計画及び収支予算は、第10条並びに第26条第2号及び第3号の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
4. 公社設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。

昭和51年12月28日	設立認可	昭和52年 4月13日	変更認可
昭和57年12月28日	変更認可	昭和61年 3月28日	変更認可
昭和63年 6月 6日	変更認可	平成18年 6月19日	変更認可

平成 2 1 年度

亀岡市清掃公社事業決算報告書

自 平成21年 4 月 1 日

至 平成22年 3 月31日

財団法人 亀岡市清掃公社

目 次

事 業 報 告 書

1. 法人の概況	-----	1
2. 事業の状況	-----	3

会 計 決 算 書

1. 貸借対照表	-----	7
2. 正味財産増減計算書	-----	8
3. 財務諸表に対する注記	-----	9
4. 財産目録	-----	11
5. 収支計算書	-----	12

平成21年度財団法人亀岡市清掃公社事業報告

I. 法人の概況

1. 設立年月日

昭和51年12月28日 設立許可

2. 寄付行為に定める目的

公社は、亀岡市における清掃事業等を合理的かつ能率的に行うとともに、その公共性を確保し、もって市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

3. 寄付行為に定める事業内容

- (1) し尿の収集運搬業務
- (2) し尿浄化槽の維持管理（現在は実施していない。）
- (3) し尿処理施設の管理運營業務
- (4) ごみの収集運搬業務
- (5) その他公社の目的達成に必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

京都府文化環境部循環型社会推進課

5. 主たる事務所の状況

主たる事務所：京都府亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1

6. 役員に関する事項

平成22年3月31日現在

役 職	氏 名	現 職 名	就任年月日
理 事 長	加 堂 建 治		平成 21. 4. 1
副理事長	西 崎 豊	総 務 部 長	21. 4. 1
常務理事	中 井 英 治		21. 4. 1
理 事	栗 山 健	企画管理部長	21. 4. 1
”	江 見 邦 博	環境市民部長	21. 4. 1
”	木 村 好 孝	財 政 課 長	21. 4. 1
”	岸 親 夫	人 事 課 長	21. 4. 1
”	木 村 彦 司	環境事業課長	21. 4. 1
監 事	門 哲 弘	総 務 課 長	21. 4. 1
”	俣 野 和 俊	会 計 課 長	21. 4. 1

7. 職員に関する事項

平成22年3月31日現在

区 分	職 員 数
事 務 職 員	5名
業 務 職 員	53名
非常勤嘱託職員	4名
合 計	62名

配置状況

所 属 等	職 員 数
庶 務 課	5名
業 務 課	17名
環境推進第1課	19名
環境推進第2課	21名
合 計	62名

Ⅱ. 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) 総括事項

亀岡市の都市基盤の整備促進が図られる中で、清掃事業等を取り巻く社会環境が年々変化し、当公社の基幹的業務にも影響が現れています。こうした現況において、引き続き健全経営の確立と豊かな自然と美しい環境を未来に引き継げるよう、公社に与えられた公益的使命を果たすため、行政と緊密な連携を保ちながら、より一層市民サービスの向上に徹し、合理的かつ能率的な事業推進に努めました。

依然厳しい財政状況が続きますが、環境にやさしい資源循環型のまちづくりを推進するため、これまで培ってきた技術や経験を最大限に活用するとともに、公益法人制度改革に対応した新法人への移行に向け、市民から信頼される効率的な組織運営を図っていきます。

(2) 業務概要

ア. し尿収集運搬業務

し尿収集運搬業務は、公共下水道や地域下水道事業の普及により年々業務量が減少しています。作業場所の点在化が進み作業効率が毎年悪化していきませんが、随時収集計画の見直しを図り、効率的な収集に努めました。

本年度の年間延べ汲取便槽数は19,206ヶ所で、前年度に比べ855ヶ所(4.3%)減少し、収集量は5,783.4kℓと前年度に比べ272.5kℓ(4.5%)減少しました。収集車の走行距離も前年度に比べ1,474km(2.3%)減少しています。

イ. ごみ収集運搬業務

ごみ収集運搬業務のうち、燃やすごみの収集量は15,532.1tで、前年度に比べ381.7t(2.4%)減少し、埋立ごみ収集量は1,660.8tで、前年度に比べ4.3t(0.3%)減少しました。資源ごみのうち、空きビン収集量は790.5tで、前年度に比べ17.0t(2.1%)減少し、空きカン収集量は235.9tで、前年度に比べ3.5t(1.4%)減少しました。粗大ごみ収集量は136.8tで、前年度に比べ14.5t(9.6%)減少し、使用済み乾電池収集量は11.9tで、前年度に比べ2.1tの減少でした。可燃性粗大ごみ等の破碎ごみ運搬量は251.1tで、前年度に比べ4.9t(2.0%)増加しました。全体のごみの収集量は前年

度よりもやや減少傾向を示しています。この要因として、不景気のために消費者の買い控え等が起こっていることも考えられますが、環境にやさしいまちづくりに向けた市民意識が定着・浸透し、ごみの資源化・減量化が推進されてきたものと考えます。

収集車の走行距離は、燃やすごみは201,336kmで、前年度に比べ827km(0.4%)減少し、埋立ごみは58,452kmで、前年度に比べ613km(1.1%)増加し、資源ごみは125,798kmで、前年度に比べ1,946km(1.6%)増加しています。粗大ごみ収集及び破碎ごみ運搬は23,547kmで、前年度に比べ499km(2.2%)増加しています。年々集積場は増加していますが、全収集車両に搭載している簡易業務用無線機を有効に活用し、効率的な収集に努めました。

ウ. 施設（若宮工場）管理業務

各処理工程の機器類について、法定並びに取り扱い基準に基づく定期点検及び整備を継続実施しました。今後においても、適正な運転管理を行うため処理設備機器の定期点検及び整備に努めていきます。

搬入量は、生し尿が13,307.9kℓで前年度に比べ1,102.5kℓ(7.7%)減少し、浄化槽汚泥は6,324.8kℓで前年度に比べ128.1kℓ(2.0%)減少しています。地域下水道からの汚泥搬入量は512.0kℓで前年度に比べ113.9kℓ(18.2%)減少し、全体の搬入量は、20,144.7kℓで前年度に比べ1,344.5kℓ(6.3%)の減少となり、年間平均処理量は55.2kℓ/日となりました。

エ. 一般管理業務

平成21年度は行動目標として「安全・確実・丁寧にチームワークで事故防止、エコドライブの推進、明るく元気な職場づくり」、意識目標として「チェンジ&チャレンジまず自分から」を掲げ、各職場で目標達成のための取り組みを進めてきました。また、安全衛生委員会活動や各職場において職場巡視を定期的に実施し、安全管理や適正な作業手順等の推進を図りました。さらに交通安全研修会や健康学習会等を開催し、労働災害・交通事故の防止、健康管理の向上に努めました。

職員の勤務条件、休暇等について見直しを行い、就業規則等の一部改正を行いました。また、ごみ収集業務を更に効率的に執行するため、機構改革を行い、平成22年4月より実施することとしました。

公益法人制度改革の関連3法が平成20年12月1日から施行され、法定期間内に円滑に新法人へ移行できるよう外部研修等に積極的に参加し、関連

情報の収集に努めました。今後とも新法人への移行に向け関係機関と協議を重ね、課題解決を図りながら移行準備を進めていきます。

(3) 業 務 量

ア. し尿収集量 (年間)	5,783.4kℓ	汲取件数	19,206 件
イ. ごみ収集量 (年間)	18,368.0t	内訳	燃やすごみ 15,532.1t
			埋立ごみ 1,660.8t
			資源ごみ 1,026.4t
			粗大ごみ 136.8t
			使用済乾電池 11.9t
ウ. し尿処理量 (年間)	20,144.7kℓ		

(4) 保有車両

ア. し尿収集車	5台	内訳	3,600ℓハキューム	1台
			3,100ℓハキューム	1台
			3,000ℓハキューム	1台
			2,700ℓハキューム	1台
			1,800ℓハキューム	1台
イ. ごみ収集車	23台	内訳	3.5tプレス	1台
			2t "	12台
			2t タンク	7台
			2t トラック	1台
			2t ビン分別収集車	2台
ウ. 事務公用車	3台	内訳	小型乗用	1台
			軽四輪	1台
			軽四貨物	1台

2. 役員会等に関する事項

議案番号	議 事 事 項	提出年月日	議決年月日
第1回理事会		平成	平成
第1号	役員（理事長）の選任について	21. 4. 8	21. 4. 8
第2号	役員（副理事長）の選任について	21. 4. 8	21. 4. 8
第3号	役員（常務理事）の選任について	21. 4. 8	21. 4. 8
第4号	運営審議会委員の委嘱について	21. 4. 8	21. 4. 8
第2回理事会			
第1号	平成20年度事業報告及び収支決算について	21. 5.13	21. 5.13
第3回理事会			
第1号	職員給与規程の一部改正について	21. 5.29	21. 5.29
第4回理事会			
第1号	平成21年度補正予算(第1号)について	21.11.27	21.11.27
第2号	職員給与規程の一部改正について	21.11.27	21.11.27
第5回理事会			
第1号	平成21年度補正予算(第2号)について	22. 3.25	22. 3.25
第2号	平成22年度事業計画について	22. 3.25	22. 3.25
第3号	平成22年度収支予算について	22. 3.25	22. 3.25
第4号	就業規則及び職員給与規程の一部改正について	22. 3.25	22. 3.25
第5号	職員退職手当支給規程の一部改正について	22. 3.25	22. 3.25
第6号	処務規程の一部改正について	22. 3.25	22. 3.25

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	130,343,584	115,892,149	14,451,435
流動資産合計	130,343,584	115,892,149	14,451,435
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	42,333,907	64,336,385	△ 22,002,478
特定資産合計	42,333,907	64,336,385	△ 22,002,478
(3) その他の固定資産			
建物	4,237,452	5,188,618	△ 951,166
建物付属設備	1,114,040	1,265,386	△ 151,346
構築物	56,160	74,880	△ 18,720
車両運搬具	5,520,619	8,572,044	△ 3,051,425
工具器具及び備品	148,818	196,740	△ 47,922
外部出資金	10,000	10,000	0
その他の固定資産合計	11,087,089	15,307,668	△ 4,220,579
固定資産合計	56,420,996	82,644,053	△ 26,223,057
資産合計	186,764,580	198,536,202	△ 11,771,622
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業未払金	9,075,701	9,686,065	△ 610,364
その他未払金	57,341,609	33,124,058	24,217,551
預り金	13,331,934	15,563,656	△ 2,231,722
流動負債合計	79,749,244	58,373,779	21,375,465
2. 固定負債			
長期借入金	5,859,000	8,173,000	△ 2,314,000
退職給付引当金	98,156,336	128,989,423	△ 30,833,087
固定負債合計	104,015,336	137,162,423	△ 33,147,087
負債合計	183,764,580	195,536,202	△ 11,771,622
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	186,764,580	198,536,202	△ 11,771,622

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,500	10,500	△3,000
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	344,028	404,254	△60,226
③ 事業収益			
し尿業務収益	8,532,300	11,202,450	△2,670,150
ごみ業務収益	51,057,300	48,311,550	2,745,750
施設管理業務収益	78,667,050	81,843,300	△3,176,250
④ 受取補助金等			
受取補助金	460,432,260	475,854,213	△15,421,953
⑤ 雑収益			
受取利息	214,953	293,772	△78,819
受取配当金	400	400	0
雑収益	287,848	96	287,752
経常収益計	599,543,639	617,920,535	△18,376,896
(2) 経常費用			
① 事業費			
し尿業務費	60,178,484	61,256,566	△1,078,082
ごみ業務費	347,182,451	362,055,255	△14,872,804
施設管理業務費	121,110,117	124,048,187	△2,938,070
② 管理費			
一般管理費	66,708,289	66,856,910	△148,621
支払利息	143,719	123,532	20,187
減価償却費	4,220,579	3,573,385	647,194
経常費用計	599,543,639	617,913,835	△18,370,196
当期経常増減額	0	6,700	△6,700
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損			
車両運搬具売却損	0	6,700	△6,700
経常外費用計	0	6,700	△6,700
当期経常外増減額	0	△6,700	6,700
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
① 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算し、会計基準変更時差異（167,013,812円）は、15年で費用処理している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	64,336,385	40,000,000	62,002,478	42,333,907
小 計	64,336,385	40,000,000	62,002,478	42,333,907
合 計	67,336,385	40,000,000	62,002,478	45,333,907

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財 産からの充当額）	（うち一般正味財 産からの充当額）	（うち負債に 対応する額）
基本財産				
基本財産引当預金	3,000,000	(3,000,000)	-	-
小 計	3,000,000	(3,000,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当資産	42,333,907	-	(42,333,907)	(42,333,907)
小 計	42,333,907	-	(42,333,907)	(42,333,907)
合 計	45,333,907	(3,000,000)	(42,333,907)	(42,333,907)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	25,163,123	20,925,671	4,237,452
建物附属設備	6,884,650	5,770,610	1,114,040
車両及び運搬具	32,948,500	27,427,881	5,520,619
工具器具及び備品	5,538,500	5,389,682	148,818
構築物	1,872,000	1,815,840	56,160
合 計	72,406,773	61,329,684	11,077,089

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及残高

補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 運営補助金	亀岡市	—	460,432,260	460,432,260	—	—
合 計			460,432,260	460,432,260	—	—

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 220,633,132円
② 会計基準変更時差異の未処理額	122,476,796円
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 98,156,336円

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	20,035,137円
② 会計基準変更時差異の費用処理額	11,134,254円
③ 退職給付費用 (①+②)	31,169,391円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 15年

財 産 目 録

平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	現金手許有高	96,512
当座預金	京都銀行亀岡支店	49,704,834
普通預金	京都銀行亀岡支店	73,578,623
普通預金	京都信用金庫亀岡支店	2,775,597
普通貯金	京都農協亀岡中央支店	3,891,030
普通預金	ゆうちょ銀行亀岡郵便局	296,988
流動資産合計		130,343,584
2. 固定資産		
(1)基本財産		
基本財産引当預金	定期預金 京都銀行亀岡支店	3,000,000
基本財産合計		3,000,000
(2)特定資産		
退職給付引当資産	普通預金 京都銀行亀岡支店	7,333,907
退職給付引当資産	定期預金 京都信用金庫亀岡支店	25,000,000
退職給付引当資産	定期貯金 京都農協亀岡中央支店	10,000,000
特定資産合計		42,333,907
(3)その他の固定資産		
建物		4,237,452
建物付属設備		1,114,040
構築物		56,160
車両運搬具		5,520,619
工具器具及び備品		148,818
外部出資金		10,000
その他の固定資産合計		11,087,089
固定資産合計		56,420,996
資産合計		186,764,580
II 負債の部		
1. 流動負債		
事業未払金		9,075,701
その他未払金		57,341,609
預り金		13,331,934
流動負債合計		79,749,244
2. 固定負債		
長期借入金		5,859,000
退職給付引当金		98,156,336
固定負債合計		104,015,336
負債合計		183,764,580
正味財産		3,000,000

収 支 計 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	8,000	7,500	500	
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入	299,000	344,028	△45,028	
③ 事業収入				
し尿業務収入	8,532,000	8,532,300	△300	
ごみ業務収入	57,042,000	51,057,300	5,984,700	
施設管理業務収入	78,667,000	78,667,050	△50	
④ 補助金収入				
補助金収入	466,198,000	460,432,260	5,765,740	
⑤ 雑収入				
受取利息収入	51,000	214,953	△163,953	
受取配当金収入	1,000	400	600	
雑収入	299,000	287,848	11,152	
事業活動収入計	611,097,000	599,543,639	11,553,361	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
し尿業務費支出	70,973,000	70,735,191	237,809	
ごみ業務費支出	388,769,000	383,837,434	4,931,566	
施設管理業務費支出	119,109,000	118,511,868	597,132	
② 管理費支出				
一般管理費支出	56,712,000	52,927,935	3,784,065	
支払利息支出	144,000	143,719	281	
事業活動支出計	635,707,000	626,156,147	9,550,853	
事業活動収支差額	△24,610,000	△26,612,508	2,002,508	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入	62,003,000	62,002,478	522	
投資活動収入計	62,003,000	62,002,478	522	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	40,000,000	40,000,000	0	
投資活動支出計	40,000,000	40,000,000	0	
投資活動収支差額	22,003,000	22,002,478	522	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入				
一時借入金収入	50,000,000	50,000,000	0	
財務活動収入計	50,000,000	50,000,000	0	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出				
一時借入金返済支出	50,000,000	50,000,000	0	
長期借入金返済支出	2,314,000	2,314,000	0	
財務活動支出計	52,314,000	52,314,000	0	
財務活動収支差額	△2,314,000	△2,314,000	0	

IV 予備費支出	2,000,000	0	2,000,000	
当期収支差額	△6,921,000	△6,924,030	3,030	
前期繰越収支差額	57,518,000	57,518,370	△370	
次期繰越収支差額	50,597,000	50,594,340	2,660	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、前払金、事業未払金、その他未払金、預り金を含めている。
 なお、前期末及び当期末残高は、下記2.に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	115,892,149	130,343,584
合 計	115,892,149	130,343,584
事業未払金	9,686,065	9,075,701
その他未払金	33,124,058	57,341,609
預り金	15,563,656	13,331,934
合 計	58,373,779	79,749,244
次期繰越収支差額	57,518,370	50,594,340

平成 22 年度 亀岡市 清掃 公社 事業 計画

区 分	事 項	当 年 度	備 考
し尿収集運搬事業	年 間 収 集 量	5, 183kℓ	
ごみ収集運搬事業	年 間 収 集 量	燃やすごみ	15, 139 t
		粗大ごみ	134 t
		埋立てごみ	1, 704 t
		資源ごみ	1, 088 t
し尿処理施設 運 転 管 理 事 業	処理能力114kℓ/日 好気性消化処理 + 高度処理方式	18, 290kℓ	
職 員 計 画	事 業 従 事 職 員	67名	事務職員 5名 業務職員 58名 嘱託職員 4名
管 理 車 両	し 尿 収 集 車	4台	3,000ℓパキューム 1台 2,700ℓ " 2台 1,800ℓ " 1台
	ご み 収 集 車	23台	3.5tプレス 1台 2t " 12台 2tダンプ 8台 2tビン分別収集車 2台
	事 務 公 用 車	3台	小型乗用 1台 軽四乗用 1台 軽四貨物 1台

平成22年度資金計画

(単位：千円)

収入の部		支出の部	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
基本財産運用収入	3	事業費支出	503,746
特定資産運用収入	122	管理費支出	56,046
事業収入	134,350	借入金返済支出	33,070
補助金収入	468,174	固定資産取得支出	7,938
雑収入	102	特定資産取得支出	36,000
固定資産売却収入	30	予備費支出	2,000
借入金収入	37,560		
前期繰越収支差額	50,597		
合 計	690,938	合 計	638,800
差 引			52,138